

## 鶴岡市農業委員会第8回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和3年 7月8日(木) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 石井 光明      2番 渡部 長和      3番 小林 義一 4番 佐藤 みほ      5番 工藤 久子      6番 大沼 恒司 7番 高橋 好博      8番 金野 匡良      9番 新館 登 10番 佐久間 豊
出 席 推進委員	1番 森 秀弘      2番 石川 守      3番 齋藤 功 4番 井上 佳奈子      5番 碓氷 伸      7番 高橋 聡 8番 丸山 伸一      9番 高橋 文雄      10番 前田 浩 11番 佐々木 貢昌      12番 鈴木 聡      13番 伊藤 由紀子 14番 亀井 龍夫      15番 清野 吉喜
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	6番 齋藤 力
事 務 局	局長 佐藤 友志      局長補佐 池原 政志      主査 黒井 布美 主査 坂田 英勝      専門員 北山 武徳 調整主任 金内かんな      主事 齋藤 柊士 羽黒分室調整主任 匹田 久雄      櫛引分室調整専門員 伊藤 淳 朝日分室主査 若生 文子
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会      午前 9 : 3 0
議 長	本日、欠席届は、6番 齋藤力推進委員より提出されております。遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、ただ今より第8回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思っておりますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、7番 高橋好博委員と、8番 金野匡良委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入ります。
議	長	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 報告第4号 許可を要しない農地の転用について 事務局の説明を求めます。
事 務 局		(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》
		(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
		(説 明) 《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
		(説 明) 《報告第4号 許可を要しない農地の転用について》
議	長	ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。
		( 発言者なし )
議	長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局		(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議	長	3条案件ですので、各担当委員より現地調査の報告をお願いします。 8番 丸山伸一推進委員
8番推進委員		8番 丸山です。羽4ですが、7月2日に現地確認を行いました。受人の■■さんは■■■■さんとグループで柿をやっており、やる気満々です。周辺の人にも聞きましたが、何も問題はなく、許可要件の全てを満たしておりますことを報告いたします。
議	長	ありがとうございます。12番 鈴木 聡推進委員。
12番推進委員		12番鈴木です。6月30日に佐々木推進委員が現地を確認いたしました。櫛11と12の案件は、経営移譲年金受給に係る家族間の使用貸借であり、適切に管理されていることを確認しております。農地法第3条第2項各項には該当していないことを報告いたします。
議	長	ありがとうございます。13番 伊藤 由紀子推進委員
13番推進委員		13番 伊藤です。7月5日、朝日の農用地利用調整委員会で確認いたしました。朝7の案件は、松沢と日枝で住所は違っておりますが、農業者年金受給のための親子間の使用貸借であり、すべての農地をきちんと耕作しております。農地法第3条第2項各項には該当していないことを報告いたします。
議	長	ありがとうございます。 それでは審議に入ります。質疑のある方挙手をお願いします。 6番 大沼 恒司委員。

6 番 委 員	<p>羽 4 の受人である■■さんが、長沼の田を取得する計画があると聞いています。■■さんについてもう少しわかれば教えてください。</p>
13 番推進委員	<p>今回の案件以外についてはよくわかりません。事務局の方で何かわかればお願いします。</p>
事 務 局	<p>■■さんは、整体師で鶴岡に整体院を開院しています。羽黒の柿畑を借りて作っていますが、今回の柿畑も所有者が高齢化し、作業が困難になったため、柿を伐採し畑として処分するところを、もったいないからとそのまま■■さんが取得することになりました。</p> <p>整体の施術を受ける患者さんたちがボランティアで作業を手伝い、使っていない機械を提供するなど、■■さんの協力者はたくさんおられます。</p> <p>■■さんは、農地を取得し、将来は、非正規で仕事のない若い人や、心の病気等で職を失った人達の雇用の場にしたいと考えているそうです。長沼の農地は 1 町 3 反歩ほどあって、現在 2 名の方が賃貸借契約を結んで耕作し、期間もまだ残っている状態です。</p> <p>耕作者 2 名からは貸借の契約時に買い手がついたらいつでも返す承諾を得ているとのことでしたが、■■さんは、2 人から農作業を続けてもらい、謝礼も払うので水稻栽培の指導者として、いろいろと教えてもらえればと話していました。</p> <p>所有者は県外に在住し、農地だけでなく実家の建物や宅地も丸ごと売買することを希望しているため、■■さんも丸ごと買い取り、長沼の家屋には SEADS の研修生を居住させ、水田の水管理等を任せたいとのことでした。</p> <p>所有者も■■さんもランドバンクと不動産屋を通してのやりとりだけなので、今月のお盆頃に、長沼で逢って詳細について話し合う予定です。</p> <p>私が聞いていることは以上です。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありました。よろしいでしょうか。</p> <p>それではこの案件についての質疑は以上とし、その他の案件について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>( 発言者なし )</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>( 全員賛成 )</p>
議 長	<p>全員賛成により議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>( 説 明 ) 《 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 》</p>
議 長	<p>ありがとうございます。4 条案件ですので現地調査の報告をお願いします。</p> <p>8 番 丸山 伸一推進委員</p>
8 番推進委員	<p>8 番推進委員の丸山です。7 月 2 日に現地調査を行いました。周辺は全て山林地帯ですが、何もしないでそのままにすると悪影響を及ぼす虞があるので、里山の森作りをイメージした雑木林として整備することにしました。ブナの木を植えるそうです。何も問題はないと判断します。</p>

議	長	ありがとうございます。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
		( 発言者なし )
議	長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について賛成の委員の挙手を求めます。
		( 全員賛成 )
議	長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案通り決しました。 続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局		( 説 明 ) 《議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
議	長	ありがとうございます。5 号案件ですので現地調査の報告をお願いします。 1 番 森 秀弘推進委員
1 番推進委員		1 番 推進委員の森です。7 月 2 日午後から、私と齋藤推進委員、事務局とで現地調査を行いました。両脇は宅地で前には道路、後ろに畑がありましたが、集落の中であり、周辺農地への影響はないものと判断いたしました。
議	長	ありがとうございます。それでは、審議を行います。質疑のある方挙手をお願いいたします。
		( 発言者なし )
議	長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
		( 全員賛成 )
議	長	賛成により議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案通り決しました。 続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局		( 説 明 ) 《議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について》
議	長	ありがとうございます。この農用地利用集積計画 (案) については、6 日に開催された第 4 回農用地利用調整会議で承認済であることを申し添えます。それでは、審議を行います。質疑のある方挙手をお願いいたします。
		( 発言者なし )
議	長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、賛成委員の挙手を求めます。
		( 全員賛成 )
議	長	賛成により議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、原案通り決しました。 続きまして、議案第 5 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について、事務局の説明を求めます。

事務局	(説明)《議案第5号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について》
議長	ありがとうございます。それでは、審議を行います。質疑のある方挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第5号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について、賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議長	賛成により議案第5号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)の決定について、原案通り決しました。 以上をもちまして、本日の審議はすべて終了いたします。続きまして、農業者年金の裁定請求について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	(説明)《農業者年金の裁定請求について》
議長	ありがとうございます。報告事項であります。質疑のある方は挙手を願います。
	( 発言者なし )
議長	ないようですので、これをもちまして第8回東部農地部会を閉会します。
	閉 会 午前10:10
	議長 佐久間 豊
	議事録 署名委員 高橋好博
	議事録 署名委員 金野匡良